

消 防 局 訓 令 番 号	消防局訓令名	公布年月日
消 防 局 訓 令 第 1 号	さいたま市警防活動組織規程の一部改正する訓令	令和 7 年 3 月 3 1 日
消 防 局 訓 令 第 2 号	さいたま市消防局車両管理規程の一部改正する訓令	令和 7 年 3 月 3 1 日
消 防 局 訓 令 第 3 号	さいたま市救急業務等に関する規程の一部改正する訓令	令和 7 年 3 月 3 1 日
消 防 局 訓 令 第 4 号	さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令	令和 7 年 3 月 3 1 日
消 防 局 訓 令 第 5 号	さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令	令和 7 年 3 月 3 1 日

さいたま市消防局訓令第1号

さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令

さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令（平成19年さいたま市消防本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
（警防本部の設置） 第3条　〔略〕 2　〔略〕 3　警防本部に警防本部長（以下「本部長」という。） ）、警防本部副本部長（以下「副本部長」という。） ）、統括班長、班長、<u>班員及び災害対策現地情報連絡員</u>を置く。 4・5　〔略〕 6　統括班長は警防部次長、総務部次長（<u>消防担当</u>） ）<u>及び</u>予防部次長を、班長は消防局の課長又は室長をもって充て、副本部長の指揮のもと、別表第1に掲げる任務を遂行するものとする。 7　<u>災害対策現地情報連絡員は、総合調整幹及び総務部次長（行政担当）をもって充て、災害情報を収集し、警防本部との連絡調整を行うものとする。</u>	（警防本部の設置） 第3条　〔略〕 2　〔略〕 3　警防本部に警防本部長（以下「本部長」という。） ）、警防本部副本部長（以下「副本部長」という。） ）、統括班長、班長<u>及び班員</u>を置く。 4・5　〔略〕 6　統括班長は警防部次長、総務部次長及び予防部次長を、班長は消防局の課長又は室長をもって充て、副本部長の指揮のもと、別表第1に掲げる任務を遂行するものとする。																								
（部隊の長及び任務） 第6条　〔略〕 2～5　〔略〕 6　小隊長は、係長、<u>専門幹</u>、主査又は主任の職にある者の中から署長が指定する者をもって充て、中隊長の命を受け自己の小隊を指揮し、速やかに隊員に担当任務を指示して小隊担当面の災害活動に当たるものとする。 7　〔略〕	（部隊の長及び任務） 第6条　〔略〕 2～5　〔略〕 6　小隊長は、係長、主査又は主任の職にある者の中から署長が指定する者をもって充て、中隊長の命を受け自己の小隊を指揮し、速やかに隊員に担当任務を指示して小隊担当面の災害活動に当たるものとする。 7　〔略〕																								
別表第2（第5条関係）	別表第2（第5条関係）																								
部隊の名称及び編成	部隊の名称及び編成																								
<table><tr><td>署隊</td><td>大隊</td><td>中隊</td><td>小隊</td><td>小隊が運用する消防車両</td><td>配置署所</td></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr></table>	署隊	大隊	中隊	小隊	小隊が運用する消防車両	配置署所	〔略〕						<table><tr><td>署隊</td><td>大隊</td><td>中隊</td><td>小隊</td><td>小隊が運用する消防車両</td><td>配置署所</td></tr><tr><td colspan="6">〔略〕</td></tr></table>	署隊	大隊	中隊	小隊	小隊が運用する消防車両	配置署所	〔略〕					
署隊	大隊	中隊	小隊	小隊が運用する消防車両	配置署所																				
〔略〕																									
署隊	大隊	中隊	小隊	小隊が運用する消防車両	配置署所																				
〔略〕																									

浦和消防署隊	浦和 第1 大隊・ 浦和 第2 大隊	[略]			
		木崎 中隊	消防 隊	タンク車	] [略
			[略]		
		[略]			

浦和消防署隊	浦和 第1 大隊・ 浦和 第2 大隊	[略]			
		木崎 中隊	消防 隊	タンク車 又は 化学車	] [略
			[略]		
		[略]			

附 則
 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第 2 号

さいたま市消防局車両管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防局車両管理規程（平成 1 4 年さいたま市消防本部訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号（表）を次のように改める。

車両管理者（職・氏名）

様式第 3 号（裏）を次のように改める。

事故の概要	
事故後の処置	
事故現場見取図	N 庁用車 庁用車 以外の車 進行方向 信号 一時停止 自転車 オートバイ 道路幅員
車両管理者の意見	
	職・氏名

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市消防局訓令第3号

さいたま市救急業務等に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市救急業務等に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（管理責任） 第3条 消防長は、さいたま市全域の救急事情の実態を把握して、これに対応する救急業務の執行態勢の確立を図るとともに、<u>警防部長及び消防署長</u>（以下「<u>署長等</u>」という。）以下を指揮監督して、救急業務の運営について万全を期するものとする。 2 <u>署長等</u>は、この訓令の定めるところにより、所属職員を指揮監督して、執行態勢の確立を図るとともに、救急業務の万全を期するものとする。 （関係機関等との連携） 第4条 消防長、<u>署長等</u>は、救急業務に関係ある機関及び団体と密接な連携を図り、救急業務の効率的な運営に努めるものとする。 （編成） 第5条 救急業務を行うために、<u>警防部</u>、消防署及び出張所に救急隊を編成する。 2・3 [略] （出場区域） 第7条 救急隊の出場区域は、市内全域とする。ただし、消防長又は<u>署長等</u>が必要と認めたときは、出場区域外へ出場させることができる。 （救急資器材の管理等） 第10条 [略] 2 <u>署長等</u>は、配置されている救急資器材の効果的な活用を図るとともに、適正な管理に努めるものとする。	（管理責任） 第3条 消防長は、さいたま市全域の救急事情の実態を把握して、これに対応する救急業務の執行態勢の確立を図るとともに、消防署長（以下「<u>署長</u>」という。）以下を指揮監督して、救急業務の運営について万全を期するものとする。 2 <u>署長</u>は、この訓令の定めるところにより、所属職員を指揮監督して、執行態勢の確立を図るとともに、救急業務の万全を期するものとする。 （関係機関等との連携） 第4条 消防長<u>及び署長</u>は、救急業務に関係ある機関及び団体と密接な連携を図り、救急業務の効率的な運営に努めるものとする。 （編成） 第5条 救急業務を行うために、消防署及び出張所に救急隊を編成する。 2・3 [略] （出場区域） 第7条 救急隊の出場区域は、市内全域とする。ただし、消防長又<u>署長</u>が必要と認めたときは、出場区域外へ出場させることができる。 （救急資器材の管理等） 第10条 [略] 2 <u>署長</u>は、配置されている救急資器材の効果的な活用を図るとともに、適正な管理に努めるものとする。

3 <u>署長等</u>は、次に掲げる基準により常に救急自動車及び救急資器材の点検整備を行うものとする。 (1)～(3) [略] (消毒の実施) 第11条 [略] 2 <u>署長等</u>は、消毒実施要領により、適正に消毒を実施し、記録するものとする。 (技能管理) 第12条 [略] 2 <u>署長等</u>は、救急隊員の技能の向上を図るために必要な指導を行い、技能管理を行うものとする。 3 <u>署長等</u>は、救急活動における事後検証を連携して実施するとともに、必要な処置を<u>講じる</u>ものとする。 (救急技術指導員) 第15条 <u>消防署長</u>は、消防署に救急技術指導員を置くものとする。 2・3 [略] (訓練計画及び実施) 第17条 <u>署長等</u>は、救急隊員の技能向上を図るため、訓練計画を定め、訓練を実施するものとする。 (訓練効果確認の実施) 第19条 消防長及び<u>署長等</u>は、必要に応じて訓練効果の確認を行うことができる。 (要保護者の取扱い) 第35条 <u>署長等</u>は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は要保護者と認められる傷病者を搬送した場合は、同法第19条各項に規定する機関へ要保護傷病者送院通知書（様式第1号）により通知するものとする。 (安全管理の責務) 第39条 [略] 2 <u>署長等</u>は、施設及び救急資器材の適正な管理並びに安全に関する教育を実施し、安全保持に努めるものとする。 (感染防止対策) 第41条 [略] 2 <u>署長等</u>は、救急業務の実施に際し、感染症法第6条第17項に規定する病原体等により汚染を受け、感染のおそれが生じた場合には総務省消防庁	3 <u>署長</u>は、次に掲げる基準により常に救急自動車及び救急資器材の点検整備を行うものとする。 (1)～(3) [略] (消毒の実施) 第11条 [略] 2 <u>署長</u>は、消毒実施要領により、適正に消毒を実施し、記録するものとする。 (技能管理) 第12条 [略] 2 <u>署長</u>は、救急隊員の技能の向上を図るために必要な指導を行い、技能管理を行うものとする。 3 <u>警防部長及び署長</u>は、救急活動における事後検証を連携して実施するとともに、必要な処置を<u>講ずる</u>ものとする。 (救急技術指導員) 第15条 <u>署長</u>は、消防署に救急技術指導員を置くものとする。 2・3 [略] (訓練計画及び実施) 第17条 <u>署長</u>は、救急隊員の技能向上を図るため、訓練計画を定め、訓練を実施するものとする。 (訓練効果確認の実施) 第19条 消防長及び<u>署長</u>は、必要に応じて訓練効果の確認を行うことができる。 (要保護者の取扱い) 第35条 <u>署長</u>は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は要保護者と認められる傷病者を搬送した場合は、同法第19条各項に規定する機関へ要保護傷病者送院通知書（様式第1号）により通知するものとする。 (安全管理の責務) 第39条 [略] 2 <u>署長</u>は、施設及び救急資器材の適正な管理並びに安全に関する教育を実施し、安全保持に努めるものとする。 (感染防止対策) 第41条 [略] 2 <u>署長</u>は、救急業務の実施に際し、感染症法第6条第17項に規定する病原体等により汚染を受け、感染のおそれが生じた場合には総務省消防庁が定
---	--

が定める救急隊の感染防止対策マニュアルに準じて、必要な措置を講じるものとする。 (救急廃棄物) 第42条 [略] 2 <u>署長等</u>は、救急廃棄物処理要領により、救急廃棄物の適正な管理に努めるものとする。 (出場報告) 第49条 <u>消防署長</u>は、必要と認めるときは、所属救急隊の毎日の出場を、速やかに、警防部長へ報告するものとする。 (救急月報告) 第50条 <u>消防署長</u>は、必要と認めるときは、その月の救急業務実施状況を、速やかに、警防部長へ報告するものとする。 (特異な救急事故) 第51条 <u>消防署長</u>は、特異な救急事故等が発生したときは、速やかに、警防部長へ報告するものとする。 (救急搬送証明書の交付) 第52条 <u>署長等</u>は、救急隊が搬送した傷病者又はその傷病者の委任を受けた者から搬送事実の証明を求められた場合において、その内容が事実と相違ないときは、速やかに、救急搬送証明書を発行するものとする。	める救急隊の感染防止対策マニュアルに準じて、必要な措置を講じるものとする。 (救急廃棄物) 第42条 [略] 2 <u>署長</u>は、救急廃棄物処理要領により、救急廃棄物の適正な管理に努めるものとする。 (出場報告) 第49条 <u>署長</u>は、必要と認めるときは、所属救急隊の毎日の出場を、速やかに、警防部長へ報告するものとする。 (救急月報告) 第50条 <u>署長</u>は、必要と認めるときは、その月の救急業務実施状況を、速やかに、警防部長へ報告するものとする。 (特異な救急事故) 第51条 <u>署長</u>は、特異な救急事故等が発生したときは、速やかに、警防部長へ報告するものとする。 (救急搬送証明書の交付) 第52条 <u>署長</u>は、救急隊が搬送した傷病者又はその傷病者の委任を受けた者から搬送事実の証明を求められた場合において、その内容が事実と相違ないときは、速やかに、救急搬送証明書を発行するものとする。
---	---

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第４号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程（平成１３年さいたま市消防本部訓令第７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与品の基準) 第２条 規則第２条に規定する給与品は、別に定める基準により各自必要に応じて選択することができる。ただし、使用期間を経過したものは、優先的に当該品目を選択しなければならない。 ２・３ 〔略〕	(給与品の基準) 第２条 規則第２条に規定する給与品は、別表第１及び別表第２に掲げる基準により各自必要に応じて選択することができる。ただし、使用期間を経過したものは、優先的に当該品目を選択しなければならない。 ２・３ 〔略〕

別表第１及び別表第２を削る。

様式第３号を次のように改める。

給与品及び個人貸与品管理状況検査表

年度	所属	階級	職員番号	氏名

1 給与品

品 名		使用 期間	現有数	今年度 申請数	品 名		使用 期間	現有数	今年度 申請数
冬帽		5年			冬救急服	上衣	3年		
夏帽		5年				ズボン	3年		
冬服	上衣	5年				バンド	3年		
	ズボン	5年			夏救急服	上衣(長袖)	3年		
	スカート	5年				上衣(半袖)	3年		
	ベスト	5年				ズボン	3年		
	ネクタイ	3年			救急服襟		1年		
	バンド	3年			救急肩章		3年		
夏服	上衣(長袖)	3年			救助服	上衣	3年		
	上衣(半袖)	3年				ズボン	3年		
	ズボン	3年			夏救助服	上衣	3年		
	スカート	3年				ズボン	3年		
防寒衣		5年			保安帽		5年		
白手袋		1年			シャツ	長袖	1年		
短靴		3年				半袖	1年		
パンプス		3年			防火フード		3年		
略帽		3年			革手袋		1年		
活動服	上衣	3年			作業用手袋		1年		
	ズボン	3年			防火手袋		1年		
雨衣		3年			名札	活動服	3年		
編上靴		3年				救急服	3年		
防火長靴		5年				救助服	3年		
					音楽隊冬・夏服用短靴		5年		

2 個人貸与品

品 名		貸与数	現有数
装備品	階級章	2	
	き章	1	
	消防隊員章	1	
	救急救命士章	1	
	上級予防技術資格者章	1	
	予防技術資格者章	1	
	警笛	1	

備考 1 非該当項目については斜線を引く。

2 給与品の現有数については、使用期間に関わらず使用可能なものの数とする。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市消防局訓令第5号

さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員の服装に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			
別表（第2条関係）			
(1) 〔略〕			
(2) 音楽隊の服装			
品名	区分	摘要	
〔略〕			
式典服	〔略〕		
	バンド	製式	黒色の革製又は合成皮革製とする。 前金具の中央に消防章を付ける。 形状は、図のとおりとする。
冬服	〔略〕		
	バンド	製式	式典服と同様とする。 ただし、白色とする。
〔略〕			

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

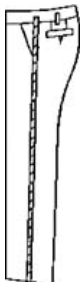
〔略〕

音楽隊

〔略〕

式典服（ズボン）

製式



改正前			
別表（第2条関係）			
(1) 〔略〕			
(2) 音楽隊の服装			
品名	区分	摘要	
〔略〕			
式典服	〔略〕		
	バンド	製式	男性消防吏員の服制の冬服と同様とする。ただし、色は黒色とする。
冬服	〔略〕		
	バンド	製式	男性消防吏員の服制の冬服と同様とする。ただし、白色とする。
〔略〕			

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

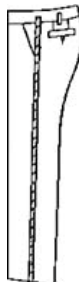
〔略〕

音楽隊

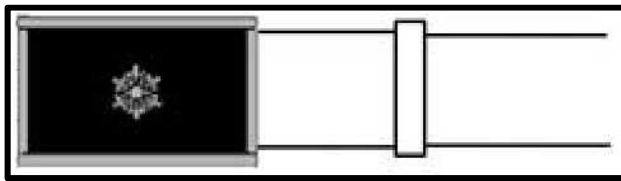
〔略〕

式典服（ズボン）

製式



式典服（バンド）
製式



[略]

[略]

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。